

平成 28 年 4 月の市民の声（全 3 通のうち 3 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇奨学金制度について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市で行っている奨学金制度ですが、大学、各種専門学校を卒業後、借りた期間の 2.5 倍の期間で返済となっております。(4 年制大学ならば 10 年で返済)

大学、各種専門学校を卒業後、5 年間南魚沼市に住民票がある場合のみ、残りの返済義務がなくなるという制度へ変更してみてもどうか。

住民の中には、親が子供に対して、「南魚沼は所得が低いから、せつかく関東に進学するのだから、関東で就職しなさい。」と言う親が大勢いる。

今すぐに所得をあげることは不可能だと思う。しかし、奨学金の一部免除を行うことで、南魚沼の人口減少に歯止めをかけることができるなら行う価値はあると思う。

奨学金の一部免除で財政負担が増えるかもしれない。しかし、南魚沼に住民票があるのだから後から税収でカバーできると思う。

財源確保が難しいという回答ではなく、前向きな回答をお待ちしております。

(平成 28 年 4 月 5 日)

【お返事】

奨学金の貸与につきましては、学業優秀でありながら経済的な理由により大学、専修学校、高等学校等への修学が困難な方を対象として実施しています。

奨学金の返還につきましては、貸与期間の 2 倍を返還期間としていましたが、平成 26 年 4 月からは、返しやすいように貸与終了後 6 か月の据置後、貸与期間の 2.5 倍の期間に変更しました。また、進学、疾病、その他特別な理由により返還が困難なときは、申請により返還を猶予する制度があります。

更に、医療技術職員の充足に資するため、学校または医療技術職員養成施設に在学する者で将来看護師、助産師、放射線技師等として南魚沼市立病院・診療所に勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で貸与する「南魚沼市立病院に勤務する医療技術職員修学資金条例」が定められています。

学校等を卒業後に、直ちに市立病院・診療所の職員となり一年以内に医療技術職員の免許を取得し、その在職期間が貸与期間に達したときに返還が免除となる制度です。

今後は、給付型奨学金についても考えていく余地があると思われませんが、当面は現制度を継続したいと考えています。

(担当：教育委員会学校教育課)
問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇熊本地震への対応について

【ご意見・ご提案など】

中越地震で九州方面からも多大な支援をいただいたのは言うまでもありませんが、この度の熊本地震への対応について、県内各地で物資を送ったり県では職員を派遣したりしていますが、南魚沼市では義援金を募るだけで特に何もしないのでしょうか。

些か愚鈍さを感じるのですが。

(平成 28 年 4 月 20 日)

【お返事】

熊本県への物資の支援につきましては、4月19日に他市と協力し、乾燥米3,150食、水500ミリリットル×1,200本、缶詰650食を送付しました。

更に救援物資を送付することにつきましては、被災地の混乱が収まっていないことや受け入れ態勢が整っていないことなどから、現時点では考えておりません。

このことは、熊本県の意向でもあります。新潟県には、中越地震などの過去の災害での経験から、救援物資については被災地の状況やニーズに応じた支援を行わないと、かえって被災地に混乱をもたらすという教訓があるからです。

今後の熊本地震に関する支援につきましては、被災地の状況やニーズ、支援要請等により、救援物資や人的支援を行う考えでおります。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇公共施設の不正使用について

【ご意見・ご提案など】

塩沢公民館と坂戸(ふれ愛)支援センターを無料で使用している人達がいると、女衆の会で話していた。

踊りを、5人位で先生をよんで習っている人達が2組。飲み物を売る為の会で、支援センターをただで使用している。

町の税金を使っている（施設であり）、自分たちで会場をみつけて（やればよい）、さもないと金払え。市も（使用料を）とるべきである。

（平成 28 年 4 月 22 日）

【お返事】

坂戸のふれ愛支援センター及び塩沢公民館の使用実態を調査いたしました。

まず、ふれ愛支援センターの指定管理者である公益社団法人南魚沼シルバー人材センターへ確認しました。ふれ愛支援センターを使用している団体には、現在踊りを習っている団体はないそうです。

健康食品関係で使用している団体が2団体ありますが、健康食品を使用する者の研修会場として使用しています。施設内において、それらの飲み物が販売されているという実態は、今回確認できませんでした。

また、いずれの団体も使用料を支払っており、ご指摘のように無料で使用しているという事実はありません。

次に、塩沢公民館です。公民館は、使用目的に沿った利用であれば条例で無料と規定されています。現在、塩沢公民館を利用している踊りの団体は2団体あり、どちらも使用目的に沿った活動をしていることが確認できました。

ふれ愛支援センター、公民館ともに、物品の販売を目的とした団体への使用許可を行っていません。本来の使用目的を偽って販売行為を行うなどすれば、厳正に対処させていただきます。

今後も、公共施設の適正な管理運営を行うよう心がけてまいりますので、詳細な情報等があればご提供いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

（担当：福祉課、社会教育課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658